

議第 2 2 号

高島市附属機関設置条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和 6 年 2 月 2 1 日

高島市長 福 井 正 明

高島市附属機関設置条例の一部を改正する条例

高島市附属機関設置条例（平成 2 6 年高島市条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 項の表高島市ごみ処理施設建設検討委員会の項を次のように改める。

高島市ごみ処理施設整備運営事業者選定委員会	ごみ処理施設整備および運営事業に係る事業者の選定に関し必要な事項を審査すること。	5 人以内	3 年
-----------------------	--	-------	-----

付 則

（施行期日）

- この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。  
（高島市特別職の職員で非常勤のものの報酬および費用弁償等に関する条例の一部改正）
- 高島市特別職の職員で非常勤のものの報酬および費用弁償等に関する条例（平成 1 7 年高島市条例第 3 9 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 高島市ごみ処理施設建設検討委員会委員の項を次のように改める。

高島市ごみ処理施設整備運営事業者選定委員会委員	日額 5,500 円
-------------------------	------------

別表第 2 高島市ごみ処理施設建設検討委員会委員の項を次のように改める。

高島市ごみ処理施設整備運営事業者選定委員会委員
-------------------------